

お客様各位

道南うみ街信用金庫

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」
を踏まえた預金規定の改定について

当金庫は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年10月1日より預金規定を改定いたします。

規定改定後は、お客様との新規取引開始時にこれまで以上にお取引の目的やお客様に関する情報等を、詳細に確認させていただく場合がございます。また、既にお取引のあるお客様につきましても、お客様のお取引の目的やお客様に関する情報等を再度確認させていただく場合があります。

確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

なお、当金庫がお願いする確認等に適切に応じて頂けない場合には、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございます。

また、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

記

以下の条項を新設・追加いたします。

◎ 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定

<p>「取引の制限等」条項を新設</p> <p>(取引の制限等)</p> <p>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 日本国籍を保有せずかつ永住権のない本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届け出るものとします。届け出た在留期間が超過した場合には、入金、払出し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p>
<p>「解約等」条項へ下線部分を追加</p> <p>(解約等)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① ～ ② 省略</p> <p>③ <u>当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第12条第1項もしくは第2項の定めに基づき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が偽りであることが明らかになった場合。</u></p> <p>④ <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u></p> <p>⑤ <u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(3) ～ (5) 省略</p>

※ 貯蓄預金規定、納税準備預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定（一般用）、当座勘定規定（専用約束手形口用）へも同様の条項を新設・追加いたします。